



環水大土発第 120327003 号
平成 24 年 3 月 27 日

都道府県
政令市 環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局土壌環境課
地下水・地盤環境室長



水質汚濁防止法施行規則の一部改正に伴う届出様式の記載等について

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）」（平成 23 年法律第 71 号）の施行に当たり、改正法第 5 条第 3 項において、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る届出の規定が定められ、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 3 号。以下「改正省令」という。）」によって、届出の様式が改正されたところであり、その取扱いについては、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 24 年 3 月 27 日付け環水大水第 120327003 号、環水大土第 120327002 号環境省水・大気環境局長通知）において通知したところであるが、新たに定められた改正規則に規定する様式第 1 及び様式第 1 の別紙における具体的な留意事項、記載方法等改正法の運用について、下記のとおり連絡する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正規則により新たに定められた様式第 1、別紙 1、別紙 1 の 2、別紙 12～15、様式第 6、様式第 7（以下「新届出様式」という。）の様式に合致する限りにおいて、届出者が自ら作成したこれらの様式の使用を認めること（都道府県・政令市において作成する用紙によって届出をするような規定を設けてはならないこと。）。
2. 新届出様式について都道府県又は政令市においてあらかじめ用紙を作成する場合には、各々の記載欄の大きさを必要に応じて変更しても差し支えないこと。
3. 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造の変更等の届出については、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」（平成 9 年 9 月 24 日付け環大規第 232 号、環水規第 309 号、大気規制課長、水質規制課長連名通知）により、変更部分の書類のみ提出すれば足りるものであるとされているところであり、今回の改正においても同様の取扱いとすること。

4. 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出時において、様式第1及び各別紙における記載に関する留意事項は以下のとおりである。

(1) 様式第1

改正法第5条第1項の届出時において、有害物質使用特定施設の該当の有無を記載することとしている。有害物質使用特定施設においては、別紙1の2（特定施設の設備）を提出する必要があるが、有害物質使用特定施設に該当しない場合は提出する必要はない。

改正法第5条第3項の届出に関する部分を追加するとともに、届出が必要な事項について、別紙を提出することとしている。また、有害物質使用特定施設と有害物質貯蔵指定施設は記載事項が異なることから、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。

(2) 別紙1、別紙12

別紙1については、備考2として、「その他参考とすべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること」としている。

別紙12については、別紙1に準じた様式としているが、特定施設番号及び名称に代えて、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。また、「床面及び周囲」を記載することとしている。

(3) 別紙1の2、別紙13

別紙1の2及び別紙13については、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備を記載するものであるが、設備には、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管等及び排水溝等が含まれる。配管等には、配管のほか継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備が含まれ、排水溝等には、排水溝、排水管のほか排水ます、排水ポンプ等の排水設備が含まれる。なお、構造等に関する基準が適用されるのは有害物質を含む水が通る部分に限られる。

別紙1の2については、

- ・工場又は事業場における施設番号
- ・特定施設番号及び名称
- ・設備
- ・構造
- ・主要寸法
- ・配置
- ・設置年月日
- ・工事着手予定年月日
- ・工事完成予定年月日
- ・使用開始予定年月日
- ・その他参考となるべき事項

を記載することとしている。

また、別紙 13 については、特定施設番号及び名称に代えて、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。

設備については、施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載することとしている。

構造については、設備の構造（材質等）を記載し、検知設備等を有する場合にはその旨を記載することとしている。

主要寸法については、主要な設備に係る寸法を記載することとしている。

配置については、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載することとしており、地下に設置される場合にはその旨が分かるよう記載することとしている。

なお、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないの
で、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

(4) 別紙 14

別紙 14 は別紙 2（特定施設の使用の方法）に準じた様式となっているが、特定施設番号及び名称に代えて、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。また、有害物質使用特定施設の場合には、別紙 2 と同様、原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量を記載することとしているが、有害物質貯蔵指定施設の場合には、貯蔵する有害物質の種類を記載することとしている。

また、有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び 1 日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載することとしている。

なお、公共用水域に排水を排出しないことから、別紙 2 で記載することとしている
汚水等の汚染状態及び汚水等の量は別紙 14 では記載しないこととしている。

(5) 別紙 15

改正法第 5 条第 3 項第 6 号のその他環境省令で定める事項として、有害物質使用特定施設にあっては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあっては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とされているところである。

別紙 15 は別紙 6（用水及び排水の系統）に準じた様式となっているが、有害物質貯蔵指定施設の場合には用途別用水使用量の欄には記載しないこととしている。

5. 都道府県知事・政令市長は、各別紙の「その他参考となるべき事項」を含め、新届出様式の記載方法の詳細について自ら定めることができるが、届出者に対し、過大な負担となることのないよう十分注意すること。

6. 有害物質貯蔵指定施設の把握について、改正前の水質汚濁防止法第 5 条第 1 項に基づ

いて届出を行っている有害物質使用特定施設を設置する事業者に加え、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）に基づいて化学物質の排出量・移動量の届出を行っている事業者が有害物質貯蔵指定施設を設置している場合が考えられるので、これらの届出情報を参考としてできる限り施設の把握に努めるとともに、業界団体等を通じて積極的に周知を図られたい。

7. 飲用井戸についても汚染に対する未然防止策が重要であることから、改正法の内容等水質汚濁防止法における地下水汚染対策について、飲用井戸の指導を行っている保健所担当部局への周知をお願いする。